

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|------------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人伯耆の国 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和5年12月4日及び同月5日 令和6年2月22日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- ・定款変更について評議員会の決議後、所轄庁への手続きを行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|---|-----------|
| 1 | <p>令和4年5月26日の理事会及び令和4年6月10日の評議員会並びに令和5年6月30日の理事会及び令和5年7月10日の評議員会で定款変更の決議が行われていたが、所轄庁へ定款変更認可申請手続きが行われていなかった。</p> <p>については、速やかに定款変更認可申請手続きを行うこと。 (法第45条の36条第2項)(定款第39条第1項)</p> | |
| 2 | <p>評議員選任・解任委員会が開催されていたが、議事録が理事会に提出されていなかった。</p> <p>については、貴法人の運営細則に基づいた評議員選任・解任委員会の運営を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「次回評議員選任・解任委員会から運営細則に基づいた運営を行う。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので必ず改善すること。 (評議員選任・解任委員会運営細則第12条第1項)</p> | |
| 3 | <p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、保育所拠点区分において決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・器具及び備品取得支出 992,750円 <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>また、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものであるので留意すること。 (留意事項2(2))(経理規程第15条及び第21条)</p> | |
| 4 | <p>社会福祉事業(特養拠点区分)と公益事業(南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分)との間で、米を特養拠点区分で自家消費するため内部取引を行っていたが、当該内部取引に係る収入及び支出が計算書類に計上されていた。</p> | |

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|---|-----------|
| | <p>については、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去を行うこと。 (会計省令第2条、11条)(運用上の取扱い4)</p> | |
| 5 | <p>南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分において、地元団体が加工し法人が販売した農作物について、法人と地元団体間でその取扱いを書面で定めることなく、その売上代金を南部町地域共生社会実現受託事業拠点区分の資金収支計算書のその他の事業収入(事業活動計算書のその他の事業収益)に計上していた。</p> <p>また、農作物加工品の売上代金から5%を控除した額について、加工代として雑費から当該団体に支出していた。</p> <p>については、当該農作物の加工販売収入は、販売の目的、取扱方法等(法人が加工品を仕入れ販売するものなのか、法人が販売代行するものなのか)を法人と当該地元団体間で定めた上で、当該定めに基づく適正な会計処理を行うことはもとより、受託事業における当該農作物加工品の販売目的を明確にするとともに、社会福祉事業や公益事業として実施するのに相応しくなく、単に一定の計画のもとに収益を得ることを目的として反復継続して行うものであれば、当該事業の見直しや廃止等を検討し、又は収益事業として必要な手続を行うこと。</p> <p>なお、大科目に設定した「その他の事業収入」、「その他の事業収益」は、事業の内容を示す名称を付した科目に改めること。</p> <p>(法第26条) (会計省令第1条、第2条)(留意事項別添3)</p> | |
| 6 | <p>南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分において、いくらの郷米を農事組合法人から定期的に消耗器具備品費(消耗品費)として購入し、これを他の社会福祉法人や営利企業に販売し、その他の事業収入(収益)として計上していた。(ただし、現物は農事組合法人から直接販売先に納入されているとのこと。)</p> <p>については、受託事業における当該米の販売目的を明確にするとともに、社会福祉事業や公益事業として実施するのに相応しくなく、単に一定の計画のもとに収益を得ることを目的として反復継続して行うものであれば、当該事業の見直しや廃止等を検討し、又は収益事業として必要な手続を行うこと。</p> <p>なお、当該販売に係る勘定科目は適切な科目に改めること。</p> <p>(法第26条)(定款第36条)</p> | |
| 7 | <p>南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分において、地域振興を目的として特養拠点で自家消費するための米を定期的に購入しているが、自家消費量以上の量を購入していたにも関わらず、棚卸資産の管理が適切に行</p> | |

| 文書指摘事項 | 是正・改善状況報告 |
|--|-----------|
| <p>われていなかった。</p> <p>ついては、当該米の購入目的が社会福祉法人が行うことができる社会福祉事業又は公益事業として実施するのに相応しいものであるかを確認し、相応しくないものであれば見直しや廃止を検討するとともに、単に特養拠点において必要とする米の購入が目的であれば、必要量を適切な価格で特養拠点において購入するように改め、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回る場合以外は、棚卸資産として実地棚卸を行うなどし、適切に管理すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第26条) (経理規程第46条第2項)</p> | |
| <p>8 利用者が亡くなった場合に香典を支出しているが、当該支出に係る規程が整備されていなかった。</p> <p>ついては、当該支出の必要性を検討し、今後も必要と判断した場合には規程を整備すること。</p> <p>なお、前回も口頭指摘しているので必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(留意事項(1)、(4))</p> | |
| <p>9 令和4年度に実施した貴法人に対する指導監査において、理事長所有の車両に係る法人と理事長との賃貸借契約について、契約の必要性及び妥当性、これまでの支出の妥当性の検証、契約解除の検討並びに理事長に対する特別の利益の供与に当たるか否か、また当たると判断した場合の取扱い及び責任の在り方に係る理事会及び評議員会での検討の各結果を報告することを文書指摘した。</p> <p>当該指摘に対して、理事会及び評議員会において、当該賃貸借契約を解除すること及び特定の理事への利益供与には該当しないと判断したことの報告を受けたことから、当該判断をした理事会及び評議員会での検討状況を確認したところ、報告中に記載された公用車利用実態に係る資料など当該契約に係る重要な事実を開示されたことが確認できず、理事会及び評議員会の議事録でも、どのように検討を尽くしたのかが確認できなかった。</p> <p>ついては、再度、理事会及び評議員会において、判断に必要な重要な事実の開示を行い、当該賃貸借契約が理事長に対する特別の利益の供与に当たるか否か、また当たると判断した場合の取扱い及び責任の在り方について検討の上、その結果を報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第27条)</p> | |
| <p>10 リース資産管理台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>ついては、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定すること。</p> <p>なお、本件については、前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「補助簿については、必要に応じて経理規程に定めている。法人内部で検討し、必要</p> | |

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|--|-----------|
| | <p>に応じて対応する。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 12 条)</p> | |
| 11 | <p>社会福祉事業区分の特養拠点のゆうらくサービス区分の中に、他法人に食事を提供する事業が含まれていた。</p> <p>については、当該事業について公益事業又は収益事業の追加の定款変更を行うとともに、適切な事業区分を判断の上、区分を設定し、経理規程に規定すること。</p> <p>なお、本件については、前回及び前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「公益事業に位置づけて定款変更及び経理規程変更をし、準備を進める。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第 26 条) (会計省令第 10 条、経理規程第 6 条)</p> | |
| 12 | <p>前回の文書指摘において、特養拠点区分から法人本部拠点区分及び公益事業区分（研修施設管理拠点区分及び南部町地域共生社会実現拠点事業区分）への事業区分間及び拠点区分間繰入金収入（支出）について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた件の改善を求め、これに対して貴法人は「過年度修正を行い是正する。」と回答しているにもかかわらず改善されていなかった。</p> <p>については、当該資金収支差額合計がマイナス分につき、法人本部拠点区分及び公益事業区分から特養拠点区分へ戻入を行うこと。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1))</p> | |
| 13 | <p>郵券及び法人名義のクレジットカードを所有していたが、管理及び使用に関する規程が整備されていなかった。</p> <p>については、郵券及び法人名義のクレジットカードの使用に当たっては、管理及び使用に係る規程を整備した上で、適切に管理及び使用をすること。</p> <p>なお、本件指摘は前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「規程を整備する。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 1 (1)、(4))</p> | |